

大型連休にご留意ください！

2019年のゴールデンウィークは、**10連休**です。

検査、登録関係書類の有効期間にご留意の上、検査、登録の申請にお越しく下さい。

日	月	火	水	木	金	土
4月 21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	5月 1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

○検査関係

保安基準適合証・・・・・・・・・・自動車検査員が検査をした日から**15日間**

窓口で却下とならないよう、ご確認ください。

〔OCRシートの使用者名（法人の場合は代表者氏名）、捺印
納税証明、放置違反金、タカタ製エアバッグのリコール〕

○登録関係

印鑑証明、住民票、謄本等・・・・・・・・・・交付日から**3カ月間**

希望番号予約済証、ナンバー再交付予約済証、

事業用の連絡書・・・・・・・・・・交付日から**1カ月間**

車庫証明・・・・・・・・・・交付日から**40日間**

窓口で却下とならないよう、ご確認ください。

〔事業用自動車、バス等の整備管理者選任届〕

なお、今回の大型連休に伴った保安基準適合証及び自動車検査証の有効期間に関する特例はありませんので、余裕をもって申請にお越しく下さい。

【注意】車検場も10連休！

うっかり車検切れ注意！

特に4月22日～5月10日は車検場の混雑が予想されます。
計画的に更新を！（満了日の1ヶ月前から受検できます！）



日	月	火	水	木	金	土
4/21 休	4/22 やや混雑	4/23 やや混雑	4/24 混雑	4/25 混雑	4/26 混雑	4/27 休
4/28 休	4/29 休	4/30 休	5/1 休	5/2 休	5/3 休	5/4 休
5/5 休	5/6 休	5/7 混雑	5/8 混雑	5/9 混雑	5/10 混雑	5/11 休

四国運輸局愛媛運輸支局

適合証の期限切れにご注意を！

保安基準適合証の有効期間は休日も含む15日間です。
⇔の期間に検査した車の申請可能な最終日は26日。



日	月	火	水	木	金	土
4/7 休	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13 検査日
4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20
検査日						
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26 最終 申請日	4/27 休
4/28 休	4/29 休	4/30 休	5/1 休	5/2 休	5/3 休	5/4 休
5/5 休	5/6 休	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11 休

大型連休の業務のお知らせ

大型連休の前後業務日は申請手続きが集中し窓口及び構内の混雑が予想されますので、できるだけ混雑予想日を避けていただきますようご協力をお願いいたします。

※連休前に計画的に検査を受けていただきますようお願いいたします。

※大型連休前に検査に係る事前届出を予定される方へ
事前審査を必要とする改造自動車、並行輸入自動車及び事前届出対象自動車の届出の受付は、4月12日(金)までとなります。

大型連休前後の混雑予想日

やや混雑

混雑

※ ■ 表示日は業務を行っておりません

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

改元による検査・登録関係業務の 取扱いについて

国土交通省から、改元に伴う検査・登録関係業務の取扱いについて、発表されました。
以下に概要を記載しますが、詳しくは別紙をご確認ください。

(((主な取扱いの概要)))

1. 既に交付済みの自動車検査証、検査標章、回送運行許可証、臨時運行許可証等は、以下のように「平成」を「令和」に読み替えます。

従って、元号の変更を理由とした自動車検査証等の再交付は、行われません。

平成31年 → 令和元年

平成32年 → 令和2年

平成33年 → 令和3年

2. 5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等は、全て「令和」で印刷されます。

3. 「平成」と印刷されている帳票類の取扱いについて

以下に記載した帳票類で「平成」と印刷されているものは、「平成」を「令和」と訂正して使用してください。この場合、**訂正印の捺印が無くても差し支えありません。**

検査登録手数料納付用紙

重量税納付書

回送運行許可申請書等のOCRシート以外の申請書類

(自動車整備士技能検定申請書、優良自動車整備事業認定申請書、運行管理者資格者証交付申請書等)

委任状

保安基準適合証、限定保安基準適合証及び保安基準適合標章

完成検査終了証、排出ガス検査終了証、出荷検査証等の添付書類

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿

4. OCRシートの取扱いについて

元号が入力事項となっている様式については、5月1日以後は、年月日の欄の冒頭に**1を記入すれば、「昭和」が入力され、2を記入すれば、「平成」が入力され、無記入の場合は、「令和」が入力されることとなりますので、ご注意ください。**

国自安第231号
国自環第198号
国自技第272号
国自情第310号
国自審第2101号
国自整第313号
平成31年4月1日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
環境政策課長
技術政策課長
自動車情報課長
審査・リコール課長
整備課長

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

皇室典範特例法（平成29年法律第63号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成29年政令第302号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることになる。

皇位の継承に伴い、本日、元号法（昭和54年法律第43号）第1項の規定に基づき、元号を改める政令が公布され、新しい元号が5月1日から用いられることとなった。

従って、5月1日以後、元号は、「令和」を用いることとなったが、これに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについては、下記によることとしたので、貴管下運輸支局等に対する周知方よろしく願いたい。

なお、別紙の関係団体に対してもこの旨周知したので申し添える。

記

1. 既に交付済みの自動車検査証等の取扱い

（1）4月30日以前に交付された自動車検査証、検査標章、回送運行許可証、臨時

運行許可証その他の書類に記された年月中5月1日以後の日付については、「平成31年」とあるのは「令和元年」と、「平成32年」とあるのは「令和2年」と、「平成33年」とあるのは「令和3年」と、「平成34年」とあるのは「令和4年」と、それぞれ読み替えられるものとし、平成35年以後の年についても同様に読み替えられるものとする。

従って、元号の変更を理由とした自動車検査証等の再交付は、行わないものとする。

2. 5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等の取扱い

(1) 端末機出力帳票の取扱い

自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される書類については、全て新元号「令和」で印刷される。

(2) 検査標章等の取扱い

イ. 自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される検査標章については、「令和元年」を「1」として右下に、「令和2年」を「2」として左下に、「令和3年」を「3」として左上に、「令和4年」を「4」として右上に表示し、以降順次これを繰り返すものとする。

ロ. 保安基準適合標章については、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

ハ. 回送運行許可証等、その他交付する書類については、全て新元号「令和」で印刷する。但し、既に「平成」で印刷済みの書類がある場合には、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとし、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

(3) 出張検査・登録等の取扱い

出張検査・登録又はシステムの不具合発生時等の際に既に交付済みの自動車検査証の有効期間を更新する場合においては、新たに記入する有効期間の欄中「平成」を二本線で抹消の上、「令和」に訂正し返付するものとする。

なお、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

3. 申請書の取扱い

(1) OCR シートについて

イ. 元号が入力事項となっている1号、2号、3号様式の2、5号、6号、7号、21号、22号シートについては、5月1日以後は、年月日の欄の冒頭に1を記入すれば、「昭和」が入力され、2を記入すれば、「平成」が入力され、無記入の場合は、「令和」が入力されることとなるので、この点留意されたい。

ロ. 申請年月日等元号が入力事項でないものについては、申請者が「平成」を「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、申請者が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

(2) その他の申請書類及び添付書類の取扱い

検査登録手数料納付用紙、重量税納付印紙、回送運行許可申請書等の OCR シート以外の申請書類（自動車整備士技能検定申請書、優良自動車整備事業認定申請書、運行管理者資格者証交付申請書等）及び委任状、保安基準適合証、限定保安基準適合証、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、出荷検査証等の添付書類については、申請者又は該当書類の作成者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、当該書類が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

4. 整備命令書・点検等の勧告書の取扱い

（1）既に交付済のもの

確認期限年月日の日付が5月1日以降のもので、「平成31年」とあるのは「令和元年」と読み替えられるものとする。

（2）5月1日以降に交付するもの

様式等に既に印刷済みの「平成」を二本線で抹消し「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

また、「整備命令書」・「点検等の勧告書」等は、速やかに新様式のものに変更するものとする。

（3）整備命令・点検等の勧告を行った旨の自動車検査証への記載

新元号のゴム印等ができるまでの間は、現在使用しているゴム印の「平成」の部分を取り取り使用すること。このとき押印した後、手書き等により、「令和」と記入するものとする。

5. 点検整備記録簿等の取扱い

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿等の年月日欄に不動文字で「平成」と印刷されているものについては、「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の押印がない場合であっても差し支えないものとし、また、「平成」を訂正せずに用いても差し支えないものとする。

6. 点検整備済ステッカーの取扱い

点検整備済ステッカーについては、（一社）日本自動車整備振興会連合会において、別紙の通り取り扱うこととしている。

以上